

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

生理用品の 無償配布

新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな理由で生理用品が購入できない人に対し、生理用品を無償配布します。

▶受取場所

福祉室窓口（開庁時間に
限ります。）

※窓口にあるカードをご
提示ください。

※在庫がなくなり次第終
了となります。

▶問い合わせ先

介護福祉課 福祉室

☎26-2246(直通)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

▶対象 次の①、②のいずれかに該当する人

①新型コロナウイルス感染症(の影響)により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人

②新型コロナウイルス感染症(の影響)により主たる生計維持者の令和3年中の収入が減少する見込みの世帯の人(事業収入などのいずれかの減少見込額が、令和2年の該当事業収入などの額の10分の3以上の人)

▶対象となる税(料)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が到来する保険税(料)

※特別徴収されているものも含まれます。

▶申請期限 令和4年5月31日☑

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で提出書類が異なります。申請書は住民保険室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

※保険税(料)の減免申請と新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の申請期限は異なります。傷病手当金については、町ホームページで確認するかお問い合わせください。

▶申請・問い合わせ先 住民課 住民保険室 ☎26-2249(直通)

65歳以上の人の介護保険料の減免

▶対象 次の①、②のいずれかに該当する場合

①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など（給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入）の減少が見込まれ、次の2つに該当する場合

・事業収入などのいずれかの減少額が前年の該当事業収入などの額の10分の3以上であること

・減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること

▶対象となる保険料

納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの保険料

※すでに納期限が過ぎている保険料についても、さかのぼって減免の対象となります。

▶申請に必要なもの

・申請書（窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。）

・各種勘定元帳(売上帳、現金出納帳など)、給与明細など収入が分かる資料

▶提出方法 郵送または直接窓口へ提出してください。

▶問い合わせ先 介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)

